

ヤングケアラー支援について

「気づくポイント編」

浜松市役所
こども家庭部子育て支援課
浜松市ヤングケアラー相談窓口

「気づくポイント編」に関しては、
令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が制定された際、
こども家庭庁及び厚生労働省から示された書面を参考に、
浜松市ヤングケアラー相談窓口に相談があった事例を加えて作成して
あります。

市役所の窓口・電話では

- ・ 要介護者の病状・症状が重く、家事や買い物などの日常生活を行うことが困難である。
- ・ 家族構成（介護者に関わることができる大人が少ない又はいない）から、こども・若者にケアの負担がかかっていると思われる場合。
- ・ こども・若者が平日の昼間に家族の付き添いをして手続きなどを行っている場合。（日本語が第1言語ではない家族がいる）



今までは、
「保護者と一緒に手続きに来てくれたこども」と思っていたが、
「ヤングケアラーかも」と思うことで
「もしかしたら、わざわざ学校を休んで家族のために来てくれたこども」
かもしれないとみることができる。

2

学校では

- ・ 元気がなく、表情が乏しい。精神的に不安定である。
- ・ 欠席、遅刻、早退が多い。
- ・ 保健室で過ごしている。
- ・ 提出物が遅れ気味。
- ・ 洋服が乱れている。
- ・ 学力の低下
- ・ 授業中に居眠りしていることが多い。
- ・ 極端に痩せてきた。
- ・ 部活に入っていない、休み気味。
- ・ 保護者が授業参観や面談に来ない。
- ・ 家庭訪問時に生徒が親の介助をしている。
- ・ 幼い兄弟の送迎をしている。
- ・ 生徒から介護の話や相談がある。

等



今までは、「困るこども」と思っていたが、
「ヤングケアラーかも」と思うことで、このこどもは
「困っているこども」かもしれないとみることができる。

3

福祉職では

- ・ 家庭訪問時に保護者が不在でこども・若者が対応してくれることが多い。
- ・ こども・若者が、ケアの対象者の介護・介助をしている姿を見かけることがある。
- ・ こども・若者が日常の家事を行っている。
- ・ こども・若者が、常にケア対象者の傍らにいる。

等



今までは、「保護者や高齢者のお世話をする優しい、よくできたこども」と思っていたが、
「ヤングケアラーかも」と思うことで、
「家族のお世話は嫌じゃない、でも時々は自分の時間が欲しい、ずっとこのままなんだろうか。」と不安を抱えているこどもかもしれないとみることができる。



4

医療機関・看護職では

- ・ 日本語が話せない保護者の受診時に、平日に学校を休んで通訳を行っている。
- ・ ケア対象者の病状や家族構成から、こども・若者にケアの負担がかかっていることが懸念される。
- ・ 保護者の受診時に、こどもが付き添い介助をしている。
- ・ 付き添いのこどもから、疲れている様子や精神的な不安定さが見られる。

等



今までは、「通訳を行ってくれるありがたいこども」
「保護者の介助や介護を行うしっかりしたこども」と思っていたが、
「ヤングケアラーかも」と思うことで、
「学校を休んで、大切な家族のために通訳にきてくれているこども」かもしれないとみることができる。

5

民生委員・児童委員、こども食堂、学習支援など

- ・ 家計を支えるために、自分の時間を削って、就職・アルバイトをしている。
- ・ 疲れている様子や精神的な不安定さがある。
- ・ 身なりが整っていない。
- ・ 買い物を行っている姿をよく見る。
- ・ 遅刻・早退をしているところをよく見る。
- ・ 兄弟の世話、送迎をしている姿をよく見る。
- ・ 散歩や外出時に家族を支え介助している姿をよく見る。
- ・ 日本語が話せない保護者の代わりに通訳を行っている。

等

こどもや家族の状況を把握しやすく、こどもにとって「顔を合わせる機会が多い身近な人」である皆様に「ヤングケアラーかも」と気づいていただきたい。



6

「気づくポイント編」をご覧ください
ありがとうございました。



7